

令和2年度大分県立中学校入学者選抜に係る県外からの志願について

1 県外からの志願について

次の各項の少なくともひとつに該当する者で、保護者の転勤等の特別な理由により大分豊府中学校入学者選抜を志願する者は、出願する前に入学志願許可を受ける必要があります。

- ① 志願者の住所が県外にある者
- ② 保護者の住所が県外にある者
- ③ 県外の小学校を卒業する見込みの者

申請する前に大分県教育庁高校教育課（電話 097-506-5617）と連絡をとり、必要となる関係証明書類を確認した後、下記により手続きをしてください。

(1) 申請期間

令和元年 11 月 11 日（月） ～ 令和元年 11 月 19 日（火）

- ・受付は午前 9 時から午後 4 時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は受付をしない。
- ・郵送の場合は「簡易書留」とし、申請期間内に必着のこと。

(2) 申請先

大分県立中学校志願許可審査委員会

〒870-8503 大分市府内町 3 丁目 10-1 大分県教育庁高校教育課内)

(3) 提出書類

大分県立中学校入学志願許可願 (様式 10 号)	必要事項を記入し、捺印したもの									
返信用封筒	長形 3 号 (23.5cm × 12cm) の封筒に、志願者の住所、氏名、郵便番号を表書きする。 84 円 (速達希望の場合は 374 円) 分の切手を貼付する。									
関係証明書類	<table border="1"><tr><td>転勤により転居する場合</td></tr><tr><td>・ 転勤予定証明書</td></tr><tr><td>・ 転居先が明確なもの (賃貸契約書等)</td></tr><tr><td>・ 住民票の写し (志願者及び保護者の現住所のもの)</td></tr><tr><td>家屋新築 (購入) 等により転居する場合</td></tr><tr><td>・ 建築確認通知書 (建築工事契約書) の写し 又は売買契約書 (登記簿謄本) の写し</td></tr><tr><td>・ 住民票の写し (志願者及び保護者の現住所のもの)</td></tr><tr><td>その他の事情による場合</td></tr><tr><td>・ 上記に準じて客観的に事実を証明できる書類</td></tr></table>	転勤により転居する場合	・ 転勤予定証明書	・ 転居先が明確なもの (賃貸契約書等)	・ 住民票の写し (志願者及び保護者の現住所のもの)	家屋新築 (購入) 等により転居する場合	・ 建築確認通知書 (建築工事契約書) の写し 又は売買契約書 (登記簿謄本) の写し	・ 住民票の写し (志願者及び保護者の現住所のもの)	その他の事情による場合	・ 上記に準じて客観的に事実を証明できる書類
転勤により転居する場合										
・ 転勤予定証明書										
・ 転居先が明確なもの (賃貸契約書等)										
・ 住民票の写し (志願者及び保護者の現住所のもの)										
家屋新築 (購入) 等により転居する場合										
・ 建築確認通知書 (建築工事契約書) の写し 又は売買契約書 (登記簿謄本) の写し										
・ 住民票の写し (志願者及び保護者の現住所のもの)										
その他の事情による場合										
・ 上記に準じて客観的に事実を証明できる書類										

(4) 結果通知

令和元年 12 月 6 日 (金) までに、志願者あてに発送します。

(5) その他

県立中学校長は、出願について虚偽の記載等不正の事実が判明したときは、入学許可後においても当該許可を取り消すことがあります。

2 「大分県立大分豊府中学校入学者募集要項」の入手方法について

「大分県立大分豊府中学校入学者募集要項」は、県内各教育事務所、大分豊府中学校、県庁舎本館 1 F 受付、県庁舎別館 1 F 受付、教育庁高校教育課、大分県立図書館において配布しますが、県外から志願する方で、郵送を希望する場合は、志願者の住所、氏名、郵便番号を表書きした返信用封筒 (角形 2 号 : 24cm × 33.2cm) に、140 円分の切手を貼付して、下記に送付してください。(速達の場合は 430 円)

<送り先> 〒870-8503 大分市府内町 3 丁目 10-1 大分県教育庁高校教育課 宛
(封筒表面に「大分豊府中学校募集要項請求」と朱書してください。)